



神川町緑の基本計画

人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 緑のまち



神川町マスコット「神じい・なっちゃん」

令和4年（2022年）3月

神 川 町

目 次

➤ 第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 SDGs への取り組みについて	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象とする緑	3
6 緑の機能	6
➤ 第2章 神川町の緑の現況と課題	
1 神川町の概況	8
2 神川町の緑地の現況	12
3 町民意識とまちづくりの方向	15
4 現況からみた計画課題	21
➤ 第3章 計画の目標と基本方針	
1 基本理念及び緑の将来像	23
2 取り組みの基本方針	25
3 施策の体系	26
4 計画の目標	27
➤ 第4章 緑地の配置方針	
1 緑地の配置方針	28
2 環境保全系統の緑地の配置方針	29
3 レクリエーション系統の緑地の配置方針	31
4 防災系統の緑地の配置方針	33
5 景観系統の緑地の配置方針	35
6 総合的な緑地の配置方針	37
7 都市計画区域外における総合的な緑地の配置図	39
➤ 第5章 水と緑のネットワークの形成	
1 公園・緑地の整備・維持管理の充実・質の向上	40
2 緑化の推進	40
3 河川等の有効活用	41
➤ 第6章 緑地保全及び緑化推進のための施策	
1 まもる緑の施策	42
2 つくる緑の施策	44
3 ひろげる緑の施策	45
➤ 第7章 計画の実現に向けて	
1 計画の実現に向けて	46
2 計画のプログラム	47
➤ 資料 用語解説	
用語解説	48

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき市町村が定める法定計画であり、都市における総合的な緑の計画となるものです。

緑の基本計画では、「緑地の保全及び緑化の目標」、そしてその目標を達成するための「緑地の保全及び緑化推進のための施策」を定めることとされています。また、必要に応じて都市公園の整備の方針なども定めることができることから、総合的な緑の計画として位置づけられています。

※都市緑地法第4条:市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

(2) 計画の内容

緑の基本計画は概ね次の内容を定めるものとされています。

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、その他緑地の確保^(※)保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

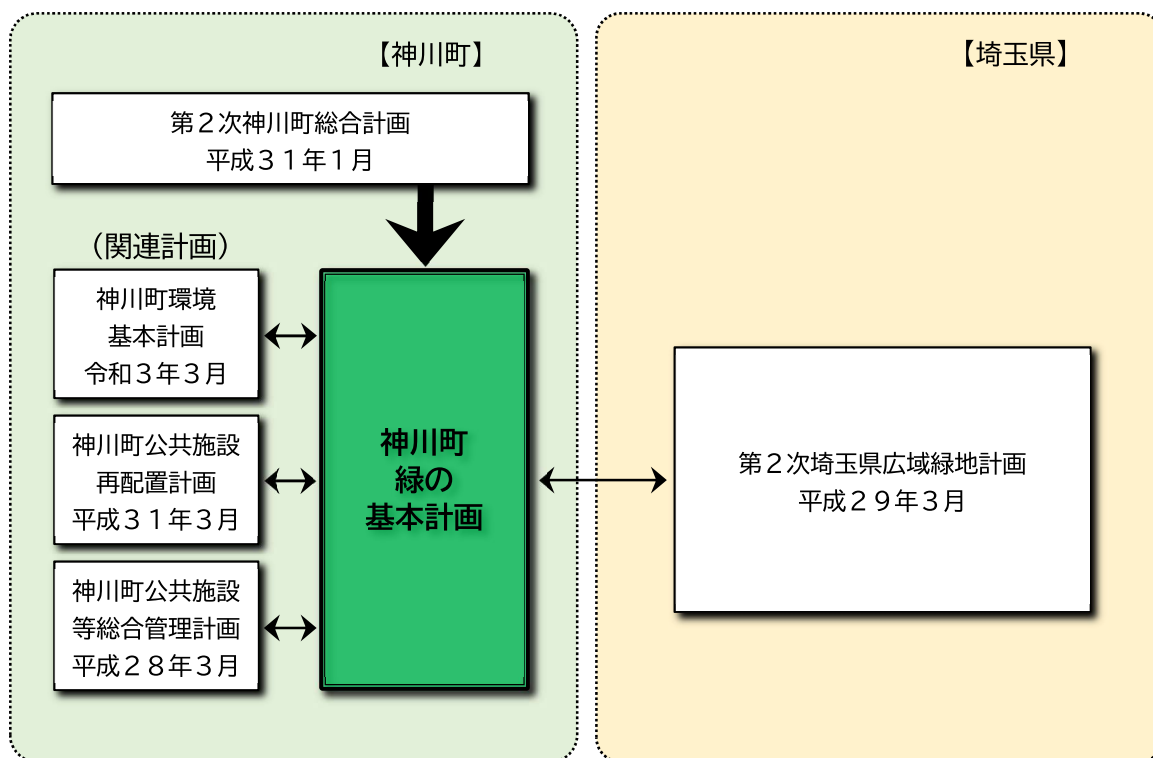
(※)平成30年(2018年)4月1日に都市公園の管理方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が追加されました。
緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされています。(都市公園法第3条第2項)

2 計画の位置づけ

本計画は、法律に基づく計画であり、神川町緑の基本計画(平成13年(2001年)3月)の後継として改訂するものです。

基本的な枠組みについては、埼玉県「第2次埼玉県広域緑地計画」(平成29年度～33年度)や町の上位計画にあたる「第2次神川町総合計画」(平成31年(2019年)1月)、「神川町環境基本計画」(令和3年(2021年)3月)などの関連計画と整合性を図りながら、緑の保全・創造・育成に関する総合的かつ計画的な施策として位置づけています。

なお、相互の施策の連携により、計画の実効性を高めるとともに、社会情勢が大きく変化した場合や本町の都市構造や緑のあり方に大きな影響を及ぼす構想や計画が改訂された場合などは、必要に応じて見直しを行います。



3 SDGsへの取り組みについて

2015年9月に開催された国連サミットにおいて、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが持続可能となることを目指し、2030年までの行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択され、SDGsの達成に向けて自治体レベルで取り組むことが求められています。本計画では、主な目標とターゲットについて、次のとおり関連目標とします。



■本町の水や緑に関連する主な目標とターゲット

目 標		ターゲット	
6		安全な水とトイレを世界中に	【6-6】 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
11		住み続けられるまちづくりを	【11-7】 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
13		気候変動に具体的な対策を	【13-3】 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
15		陸の豊かさを守ろう	【15-2】 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
17		パートナーシップで目標を達成しよう	【17-17】 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

※国連では、一部「2020年」までのターゲットになっているが、本計画では引き続き関連目標とします。

4 計画の期間

本計画は、「第2次神川町総合計画」の計画期間及び次期計画との整合を図りながら、中長期的な取り組み成果を見定める必要があるため、中間年次を次期総合計画策定後の令和13年度(2031年度)とし、令和23年度(2041年度)を計画の目標年次とします。また、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間(令和4年度(2022年度)から令和23年度(2041年度))

年度	令和4年度 (2022年度)	令和13年度 (2031年度)	令和23年度 (2041年度)
計画	～	～	～
緑の基本計画	前回計画	計画期間(令和4年度～令和23年度) 20年間	次期計画
総合計画	前回計画	計画期間 (平成30年度～令和9年度)10年間	次期計画 次々期計画

5 計画の対象とする緑

(1) 緑とは

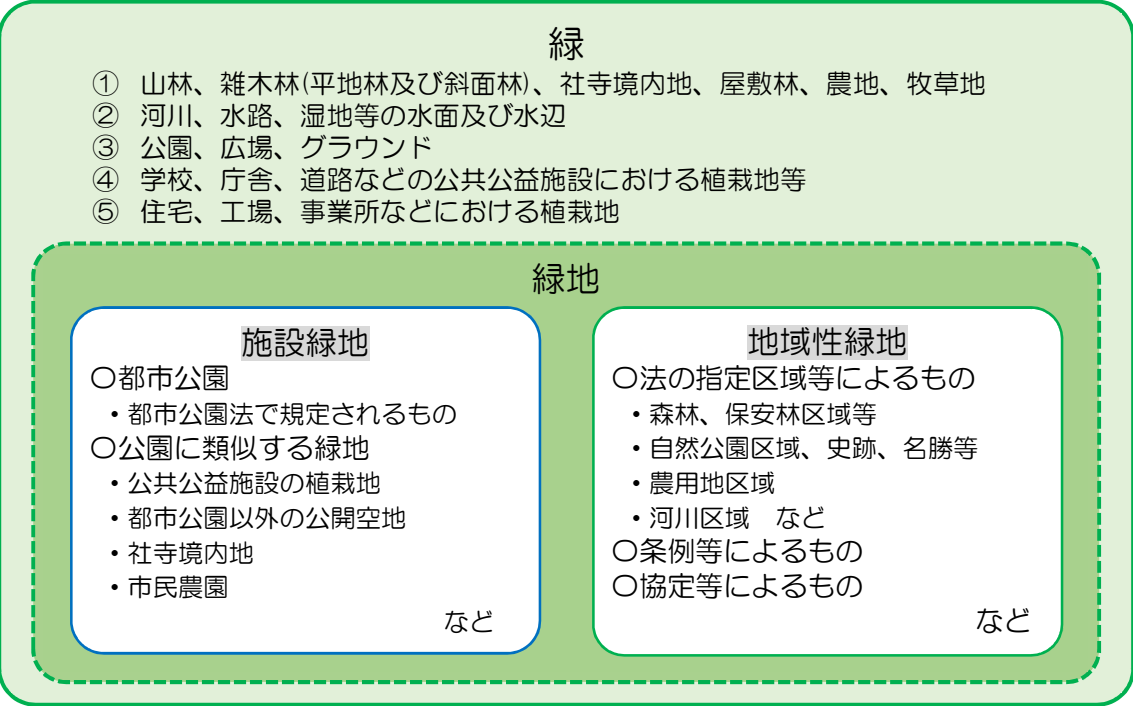
緑の基本計画は、都市公園の整備・維持管理をはじめ、公共施設や民有地における緑地の保全や緑化、さらに、これら取り組みのソフト面の緑地協定、住民参加による緑化活動等、都市計画制度によらない施策の事項も含めた都市の緑に関する総合的な計画です。

このため、本計画の対象とする緑には、次のような「緑地」としての形態をもった緑とともに都市緑化に関わる住宅・工場等の樹木や生垣、草花にいたる幅広い緑を含めるものとします。

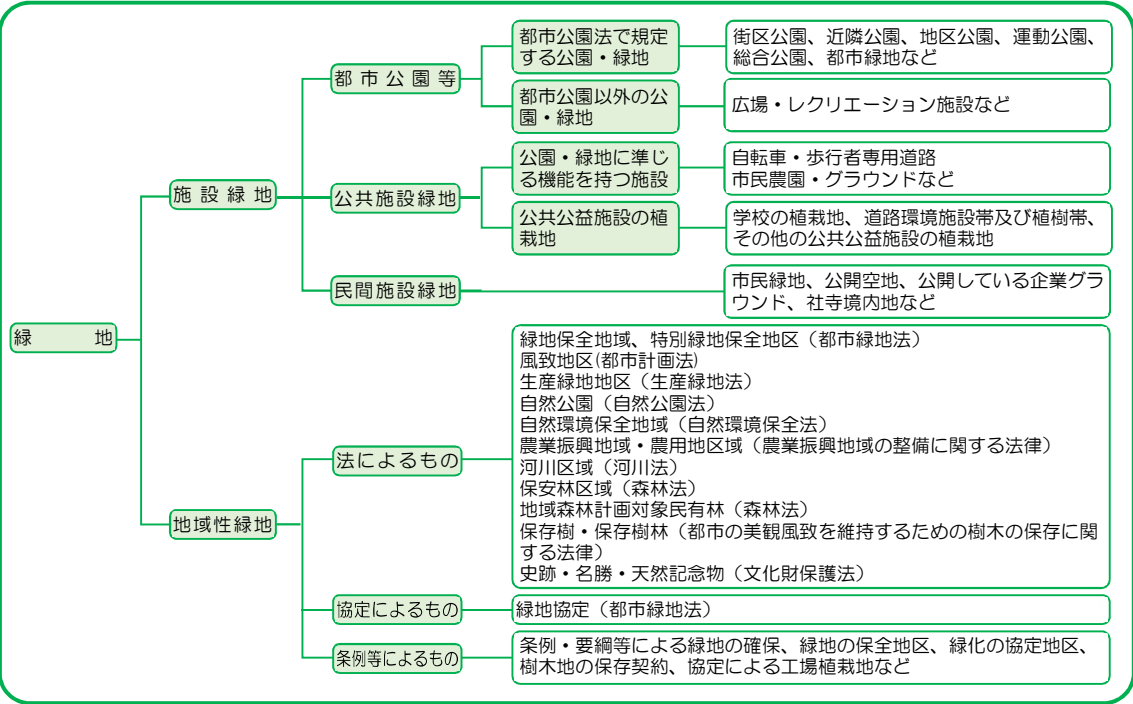
(2) 神川町緑の基本計画での緑と緑地について

緑の基本計画では、公園をはじめとする公共施設や、法令、条例などによって長期的に緑が保全・活用される土地及び空間を「緑地」としてとらえます。

緑と緑地の概念図



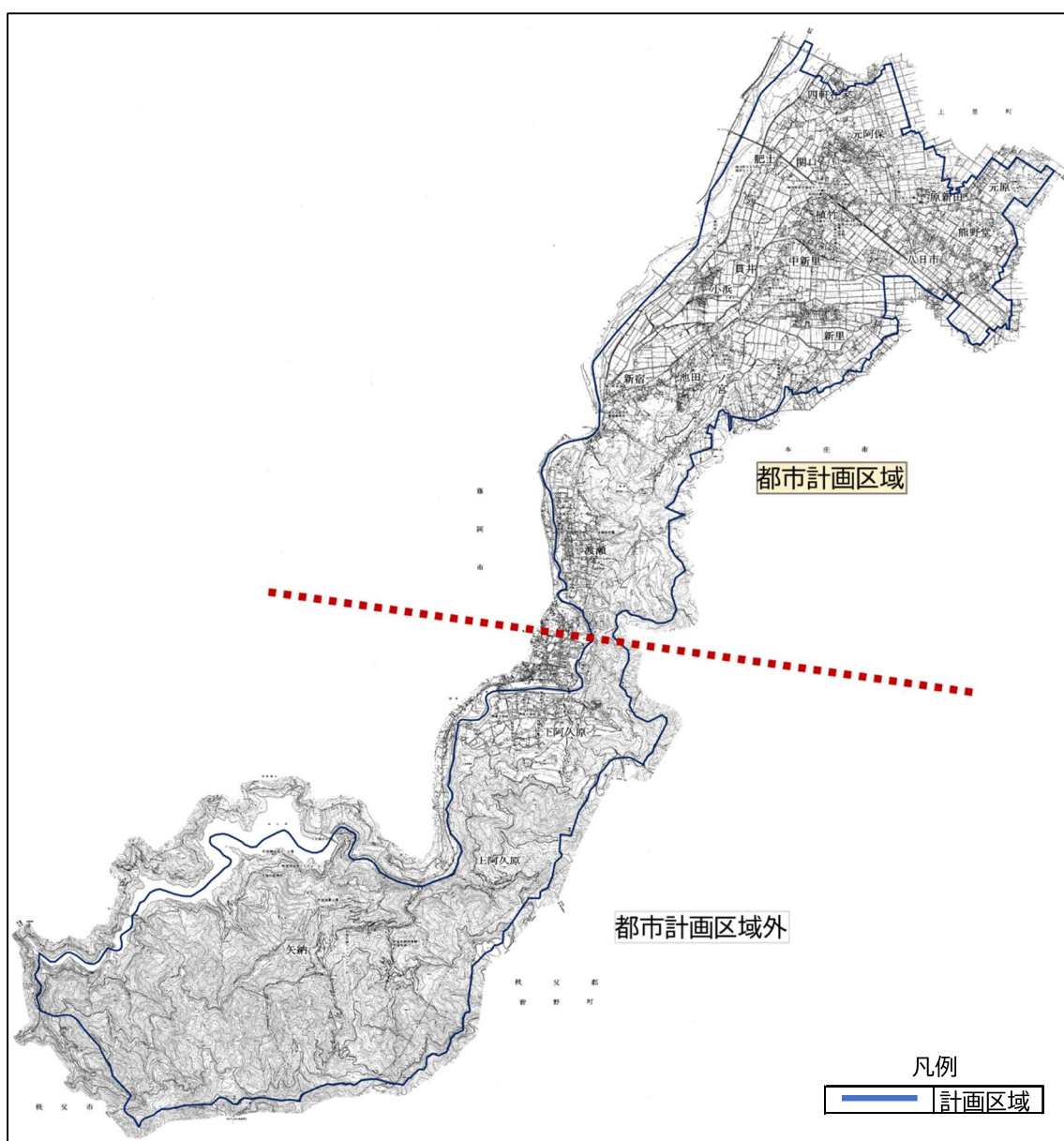
緑地の分類



(3) 計画の対象区域

都市緑地法では、緑の基本計画を「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施する」ための計画と定めています。しかし、本町では、都市計画区域外に広がる豊かな森林が市街地に潤いを与える源となっているとともに、自然を活かしたレクリエーションの場にもなっています。このため、本計画は都市計画区域を基本に定めるものとしませんが、町全域を対象区域として緑地の保全等に関する措置を本計画に示す場合があります。

【計画対象区域図】



6 緑の機能

緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の諸機能を有していると考えられており、以下のように地形に応じて様々な機能が期待されます。

(1) 環境保全の機能

環境の保全では、自然環境の基盤となる豊かな植生が形成され、多くの動植物が生息・生育することにより、生物の多様性の向上が見込まれます。

- ▶野生生物の生育拠点の保全(山地など)
- ▶里山生態系の保全(丘陵地、台地など)
- ▶野生生物の移動経路や隠れ家となる樹林地の保全(低地、市街地など)
- ▶湿原や沼地、遊水地等の水辺の保全(低地など)

(2) レクリエーションの機能

レクリエーションの提供では、身近な自然とのふれあい、地域の人々の交流の場などが見込まれます。

- ▶里地里山の管理作業体験や里山体験の促進(丘陵地、台地など)
- ▶市民団体等と連携・協働した緑の管理(低地、市街地など)
- ▶植林や間伐などの森林体験の促進(山地など)

(3) 防災の機能

防災の機能では、自然災害による被害の防止や緩和、火災の延焼防止や遅延、避難地・避難路の確保、雨水浸透による洪水調整機能、地下水かん養、水の循環の促進などが見込まれます。

また、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減などの微気象の調節も含まれます。

- ▶水源かん養機能の維持、土砂災害の軽減・防止(山地など)
- ▶大気汚染などの影響、ヒートアイランド現象の緩和(市街地、台地など)
- ▶地震火災の発生時の延焼遮断、避難地・経路の確保(市街地など)

(4) 景観形成の機能

景観の形成では、潤いのある街並み、良好な風景など心理的潤いをもたらすことが見込まれます。

近年では、演出された緑が地域らしさを育み、人々を呼び寄せる効果をもたらすものとして期待されます。

- ▶広域的自然景観の軸となる山並みの保全(山地など)
- ▶地域に即した景観・歴史的風土を持つ里地里山景観の維持(丘陵地、台地など)
- ▶周辺地からの良好な眺望の確保(丘陵地、台地、低地、市街地など)

埼玉県は、西部の山地、中央部の丘陵地、台地、東部の低地という多彩な地形によって構成され、神川町においても、低地、台地、丘陵地及び山地からなります。

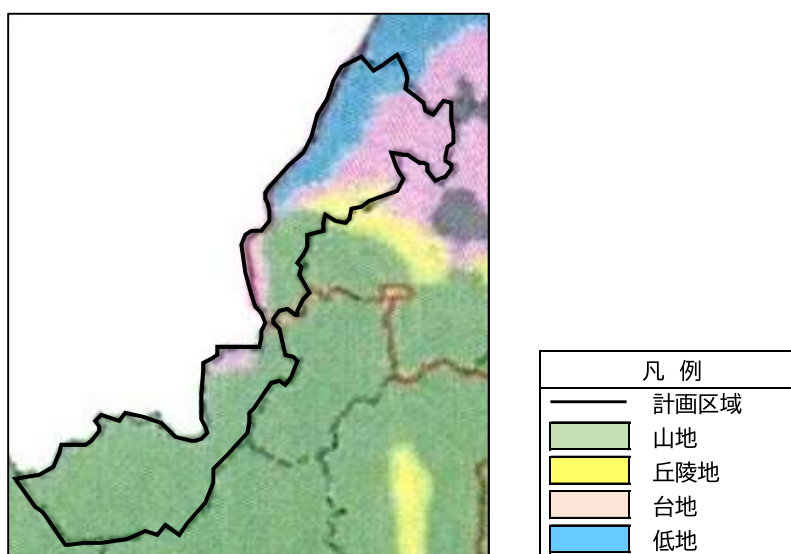
(第2次埼玉県広域緑地計画より)

地形別の緑の方向性（埼玉県）

地形区分	現況の主な土地利用等	緑の方向性
低 地	○広大な農地からなる田園的土地利用 ○屋敷林や社寺林が点在	広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。
台 地	○分断化した樹林地・農地・都市的土地利用が混在し、歴史的文化や景観要素を残す樹林地が存在	点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるような緑を目指します。
丘陵地	○山地と平野部をつなぎ大半が連坦する樹林地 ○稜線は市街地からの眺望対象	多様性に富んだ野生生物の生息生育空間としての機能が発揮され、良好な里山景観が形成されるような緑を目指します。
山 地	○広大に連坦する樹林 ○一部には原生林も残され、山岳や溪谷等優れた自然環境を保持	隣接都県の山地と一体に、連続してまとまりのある自然環境が保全されるようにします。水源かん養等の県土保全機能、野外レクリエーションなどのふれあい機能等が総合的に発揮されるような緑を目指します。

資料：第2次埼玉県広域緑地計画参照

神川町の地形区分



第2章 神川町の緑の現況と課題

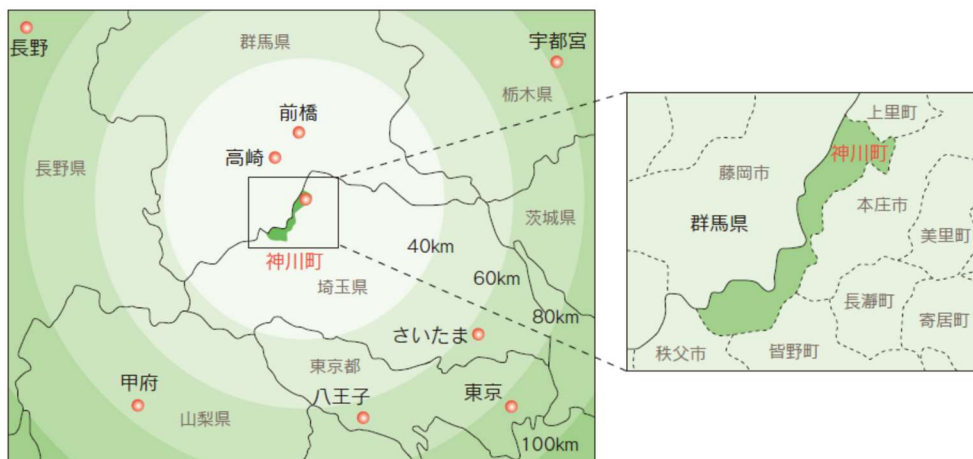
1 神川町の概況

(1) 位置

本町は、埼玉県の北西部に位置し、都心までは約85km、県庁所在地のさいたま市までは約65kmの距離にあります。総面積は47.40km²、北部は上里町、東部は本庄市、南部は秩父山地等を介して秩父市や秩父郡皆野町、西部は一級河川神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。

役 場 位 置		面 積	広 ば う	
東 経	北 緯		東 西	南 北
139度6分	36度12分	47.40km ²	15km	16km
最東端	元原	東経139度 8分	最南端	矢納
最西端	矢納	東経138度59分	最北端	肥土
			北緯36度 5分	北緯36度14分

神川町の位置図



埼玉縣市町村図で見る神川町の位置



(2) 地形

本町は、県境を流れる一級河川神流川の右岸に広がる平坦な地域と、その上流部の秩父山系に属する山間地域で形成されています。丹荘、青柳地区は、神流川によって形づくられた扇状地と河岸段丘の低地からなり、北東方向に向かってわずかに傾斜しています。渡瀬地区は、平坦な河岸段丘と標高350m級の山地からなっていて、市街地は主として県道上里鬼石線沿いに形成されています。

神泉地区の山間部には、町内最高峰の標高1,037mの城峰山があり、北側の神流川に向かって鳥羽川などの河川や沢が流れ込み、急峻な谷を形成しているが、下流部は、山地とそれに続く緩やかな北傾斜の河岸段丘からなっています。

また、町の南部は県立上武自然公園に指定されており、本町のおおよそ3分の2の区域を占め、群馬県境にある首都圏の水がめ・下久保ダム(神流湖)、三波石峡等の水辺の景観と、北部の扇状地に広がる田園地帯とともに、自然豊かな地域を形づくっています。

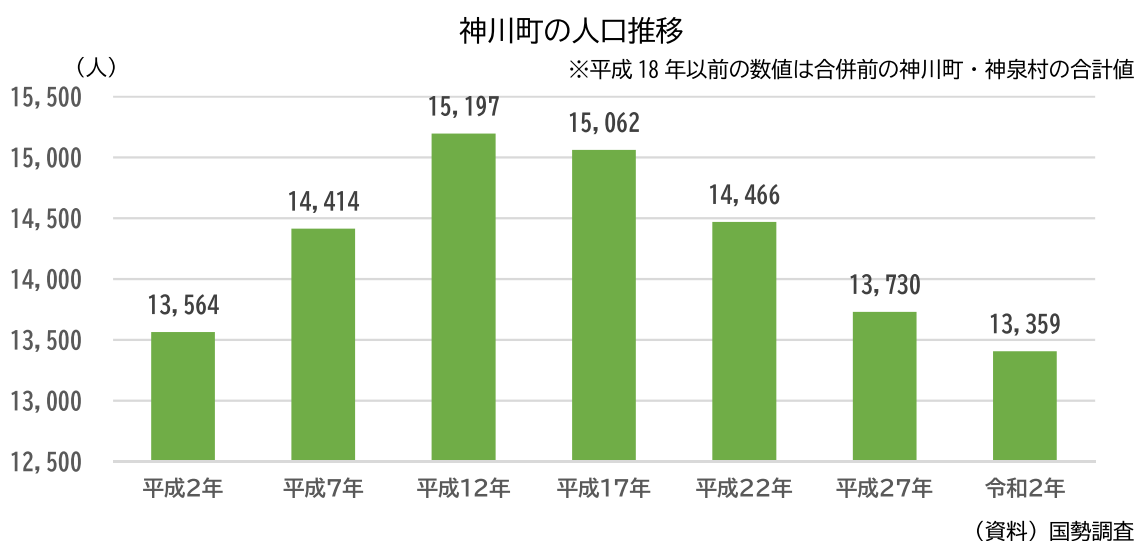
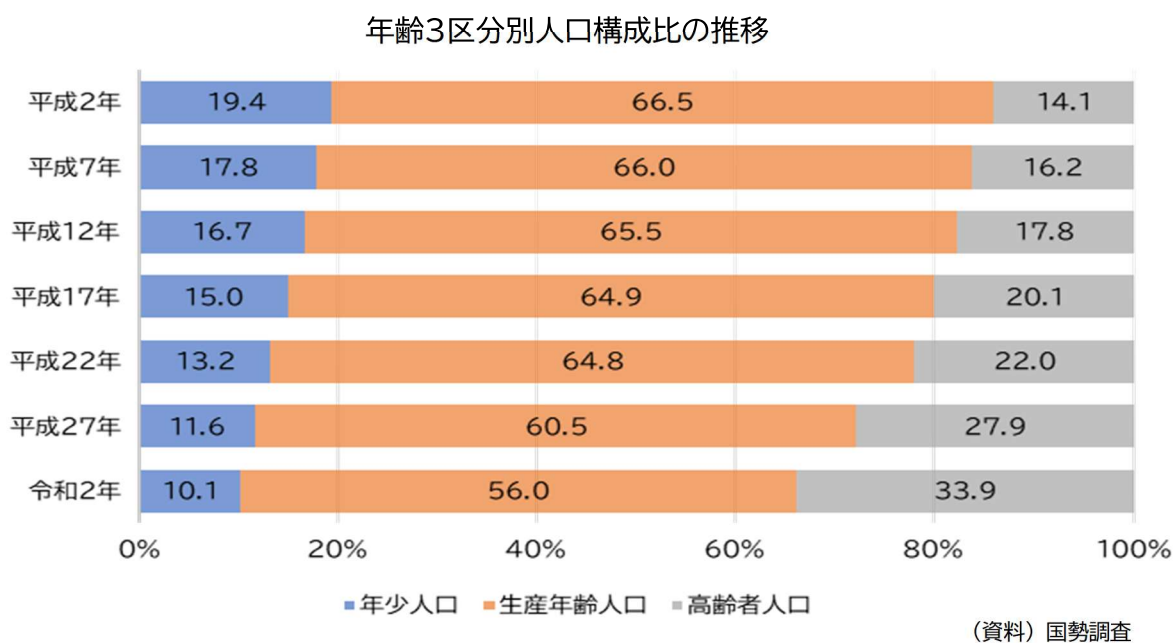


周囲の緑と調和した下久保ダム（神流湖）

(3) 人口

本町の人口は、昭和50年以降は増加を続けてきたが、平成12年の15,197人をピークにして、20年後の令和2年には、13,359人と約1割減少しています。

年齢別人口の構成比を平成2年と令和2年で比較すると、高齢者(65歳以上)の比率は14.1%から33.9%になり19.8ポイント増加しています。一方、年少人口(0～14歳)は、19.4%から10.1%になり9.3ポイント減少し、この30年間で少子高齢化が著しく進んだことが分かります。



神川町の将来推計人口

(人)

	平成 27 年 2015 年	令和 2 年 2020 年	令和 7 年 2025 年	令和 12 年 2030 年	令和 17 年 2035 年	令和 22 年 2040 年	令和 27 年 2045 年	令和 2 年～ 令和 45 年
総人口	13,730	13,359	11,781	10,800	9,808	8,784	7,779	-41.7%
0～14歳	1,576	1,354	1,105	921	769	645	537	-60.7%
15～64歳	8,317	7,480	6,394	5,587	4,809	4,013	3,390	-56.1%
65歳以上	3,837	4,525	4,282	4,292	4,230	4,126	3,852	-9.4%

(資料)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(4) 交通

本町の公共交通機関としては、JR八高線が東西に走り、丹荘駅があります。また、南北には県道上里鬼石線が通り、JR高崎線本庄駅と神泉総合支所を結ぶ路線バスが運行されています。

道路網は、国道254号、462号及び県道5路線があり、近隣には関越自動車道と上信越自動車道が通り、本庄・児玉インターチェンジ、上里スマートインターチェンジ及び寄居スマートインターチェンジが近いため利用が容易であります。また、上越新幹線の本庄早稲田駅があり、高速交通へのアクセスも容易となっています。

広域交通網図



2 神川町の緑地の現況

(1) 神川町における緑地の現況

本町の全域面積4,740haのうち、緑地面積は3,840.5ha、緑被率は約81%となっており、このうち、都市計画区域内の緑被率は約34%、都市計画区域外の緑被率は約47%となっています。

このように、本町の全域面積に対し、都市計画区域外では約5割、都市計画区域内でも約3割の緑地が存在していることから、本町における緑地の割合は比較的高くなっています。

なお、埼玉県全体の平均緑被率は約67%となっており、本町の緑被率は県平均の緑被率を上回っていることから、緑に恵まれた地域といえます。

(資料:埼玉県身近な緑現況調査)

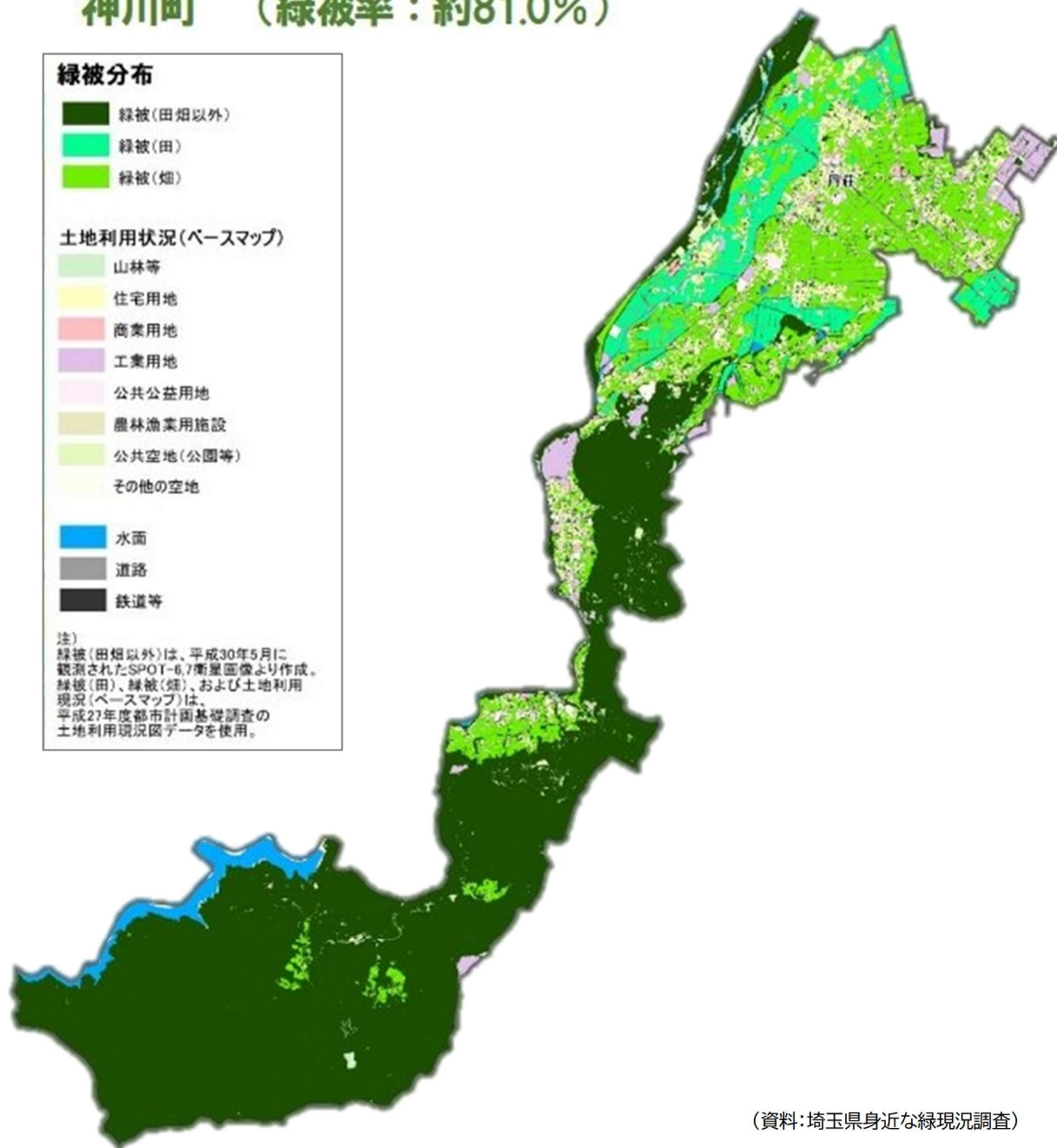
■緑地の現況量

単位:ha

区 分		都市計画区域内	都市計画区域外	町全体
施設緑地	都市公園	51.96	0.00	51.96
	その他の施設緑地	133.36	105.22	238.58
その他の緑地	水面(河川、湖沼、水路)	1.55	100.74	102.29
	山林、原野等	291.54	863.53	1,155.07
	農地、牧草地等	954.55	97.40	1,051.95
	その他の自然地	167.68	1,072.97	1,240.65
緑地の現況量		1,600.64	2,239.86	3,840.50
▶町全体の面積に対する都市計画区域内の緑地の現況量の割合:33.66%(1,595.38ha/4,740ha) ▶町全体の面積に対する都市計画区域外の緑地の現況量の割合:47.25%(2,239.86ha/4,740ha) ▶町全体の面積に対する割合:81.02%(3,840.50ha/4,740ha) ▶町民1人当たりの緑地面積:2,797.16㎡(38,405,000㎡/13,730人 ※平成27年国勢調査人口) ▶(参考)埼玉県全体の平均緑被率:約67%				

資料:平成28年度都市計画基礎調査より

神川町 (緑被率：約81.0%)



(2) 施設緑地(都市公園)の現況

施設緑地には、都市公園と都市公園以外の緑地があります。また、都市公園は、都市計画公園と都市計画公園以外の公園に分類されます。

本町には、令和3年4月1日現在10か所、51.96haの都市公園があり、町民1人当たりの都市公園面積は約38.95㎡で、埼玉県平均の6.96㎡、全国平均の10.6㎡、さらには国の基準(都市公園法施行令)である10㎡を大きく上回っており、1人当たりの都市公園面積は県内でも上位に位置しています。

(参考:国・県民1人当たりの公園面積は平成31年3月31日現在)

■都市公園の一覧

No.	種類	名 称（所在地）	面積（ha）	開設年次
1	街区公園	青柳公園（新里2787-1）	0.26	昭和58年
2		丹荘公園（八日市2570-7）	0.25	昭和59年
3		高橋記念公園（肥土478）	0.38	平成18年
4	近隣公園	美原公園（元原200-9）	1.22	昭和59年
5		神流川水辺公園（渡瀬1017-1）	2.87	平成4年
6		池田公園（池田814）	5.93	平成5年
7		金鑽清流公園（二ノ宮757）	1.15	平成10年
8		駒形公園（二ノ宮808-14）	0.34	平成11年
9		新宿ふれあい公園（新宿1215-1）	2.24	平成18年
10	総合公園	神川ゆ〜ゆ〜ランド（小浜1504-33他）	37.32	平成13年
合 計			51.96	

（３） その他の公園・レクリエーション施設

都市公園に準じるオープンスペースとして、地域の人々の交流の場となる公園なども整備されています。また、道路施設になりますが、健康緑道も地域住民の散策道として機能しており、町民の健康増進やレクリエーションの場として親しまれています。

（４） 河川・水路などの水辺環境

町内には一級河川の神流川、準用河川の金鑽川その他、新田川や不動沢といった小規模な河川も多数流れているほか、農業用の利水施設となっている溜め池も点在しています。

また、水辺を活かした親水公園として開設から30年が経過した神流川水辺公園では、平成30年度から埼玉県と共同で行った「川のはつらつプロジェクト」により、魅力ある水辺空間づくりとして一部再整備を実施しました。



（写真）神流川水辺公園：水遊びができるよう、安心してせせらぎに入れるようになりました。オレンジ色の部分は遮熱舗装となっており、舗装面が高温にならないような対策が施されています。

(5) 道路の緑

道路の緑は街路樹がその代表です。街路樹は、景観面での効果だけでなく、大気汚染の防止、自動車などの騒音の防止、さらには防災面でも重要な機能を持ちます。

本町では、国道254号、県道上里鬼石線に街路樹が設置されているほか、植樹帯として低木も設置されています。

(6) 公共公益施設

神川町役場や中央公民館をはじめとする公共公益施設は、町民にとって身近な施設となっていることから、積極的に緑を増やすことで、地域における緑のシンボリック存在になっています。

(7) 工業地

工業地は、地域の環境づくりに貢献するために、積極的な緑の創出が求められる施設です。

本町には、「児玉工業団地(元原)」や「うめみの工業団地(二ノ宮)」を始め、一定規模以上の商工業施設などの開発についても、都市計画法、工場立地法及び神川町工場立地法地域準則条例などに基づき緑化指導を行っています。

3 町民意識とまちづくりの方向

(1) 町民意識

平成28年(2016年)に実施した「神川町まちづくりアンケート調査」によれば、町の望ましい将来の姿では、「緑豊かなまち」が21.3%と最も多く、次いで「安心して住めるまち」21.2%が続き、以下「福祉のまち」16.6%、「消費者が便利なまち」15.1%の順となっており、緑への関心が高い結果となっています。

一方、生活環境やまちづくりの現状について、公園の重要度は7%と低くなっていますが、これは、町内の緑被率が高く、緑に囲まれた地域となっていることが要因と考えられます。また、不満度では、28.4%となっていますが、こちらは子育て世帯が子育てに特化した公園が不足していることに起因していると考えられます。

住みにくいと感じる1位の「交通が不便」、2位の「買い物が不便」は、不満割合の高い施策の「鉄道・バス」、「道路整備」といった道路、公共交通の整備と関連していて、今後、分野ごとの力をいれるべき事業の都市基盤の分野で1位の「身近な生活道路の整備」、2位の「公共交通の充実」、4位の「大きな道路の整備」に繋がっています。

(2) 町民意識調査

平成28年(2016年)10月に実施した、神川町まちづくりアンケート調査では、次のとおりとなっています。

① 調査の目的

新町建設計画の理念をさらに進化させていくために、これからのまちづくりを進めていくうえでの重要な指針となる「神川町第2次総合計画」を策定するにあたり、町民の意向を広く取り入れ、計画に反映させることを目的に実施しました。

② 調査の方法

- ◆調査地域:神川町全域
- ◆調査対象:神川町在住の満18歳以上の町民(平成28年7月1日現在)
- ◆調査方法:住民基本台帳から等間隔無作為抽出
郵送による配布・回収方式
- ◆対象者数:2,000人
- ◆実施期間:平成28年7月中旬～8月中旬

③ 回収結果

- ◆有効回収数:656人
- ◆有効回収率:32.8%



(町民意識調査 集計結果)

1. 住みよさと定住意向

神川町の住みよさ

順位	理由	%	前回
1位	ずっと住み続けたい	50.0%	1位
2位	しばらくは住み続けたい	23.0%	2位
3位	わからない	14.3%	3位
4位	できれば移転したい	7.8%	4位
5位	すぐにでも移転したい	1.5%	5位

住みにくさ

順位	理由	%	前回
1位	交通が不便	65.3%	1位
2位	買い物が不便	46.0%	2位
3位	よい働き口がない	18.5%	4位
3位	医療施設の整備が不十分	18.5%	3位
5位	子育て支援体制の整備が不十分	8.1%	10位

「前回」は平成18年(2006年)実施のまちづくりアンケート調査の順位(以下同じ。)

2. 施策の満足度

生活環境やまちづくりの現状についての満足度(満足)

順位	施策	%	前回
1位	ごみ収集・処理	52.1%	1位
2位	保健	45.8%	2位
3位	上水道	34.1%	3位
4位	交通安全	32.5%	5位
5位	医療	31.4%	13位

生活環境やまちづくりの現状についての満足度(不満)

順位	施策	%	前回
1位	鉄道・バス	43.9%	1位
2位	ごみの不法投棄	35.4%	2位
3位	道路整備	30.2%	4位
4位	公園	28.4%	6位
5位	污水处理	23.6%	5位

3. 施策の重要度

生活環境やまちづくりの現状について(重要である)

順位	施策	%	前回
1位	医療	74.4%	1位
2位	保健	72.7%	2位
3位	ごみ収集・処理	70.1%	4位
4位	防犯	69.3%	3位
5位	高齢者支援	69.1%	7位

生活環境やまちづくりの現状について(重要でない)

順位	施策	%	前回
1位	国際交流	8.7%	2位
2位	公園	7.0%	1位
3位	地域のインターネット環境※	6.0%	10位
4位	林業振興	5.1%	3位
5位	観光振興	4.8%	4位

※ 前は、「地域の情報化」

4. 望ましい町の将来の姿

順位	将来像	%	前回
1位	緑豊かなまち	21.3%	3位
2位	安心して住めるまち	21.2%	1位
3位	福祉のまち	16.6%	6位
4位	消費者が便利なまち	15.1%	5位
5位	快適な暮らしのまち	12.8%	2位



(3) まちづくりの方向

① 広域におけるまちづくりの方向(埼玉県)

埼玉県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」(平成30年3月改訂)においては、埼玉の将来都市像を「みどり輝く 生きがい創造都市」～暮らし続けるふるさと埼玉～として、緑が強調され、将来都市像を実現していくためのまちづくりの目標として、(1)コンパクトなまちの実現、(2)地域の個性ある発展、とともに、(3)都市と自然・田園との共生(「都市の利便性」と「田園のゆとり」)を享受できる魅力的な都市を創ります。都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、生かしていきます。など)が掲げられています。

また、「第2次埼玉県広域緑地計画」(計画期間:平成29年度～令和3年度)においても、「埼玉の緑の特徴を踏まえ、緑のネットワークの形成として、秩父山地や荒川などの大きな河川をネットワーク上の『核(コア)』として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全してネットワークの『拠点(エリア)』づくりを進めます。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など『みどりの再生』によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら『形成軸(コリドー)』とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していきます。」としています。

② 児玉都市計画(児玉郡)

児玉都市計画(美里町、本庄市の一部、神川町の一部、上里町)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成26年3月28日決定告示)における、「4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針」においては、次のように定められています。

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針(抜粋)

イ 基本方針

本区域は、県立上武自然公園に指定されている南西部の山林や、利根川、神流川、小山川などが流れる水辺空間など豊かな自然環境に恵まれている。

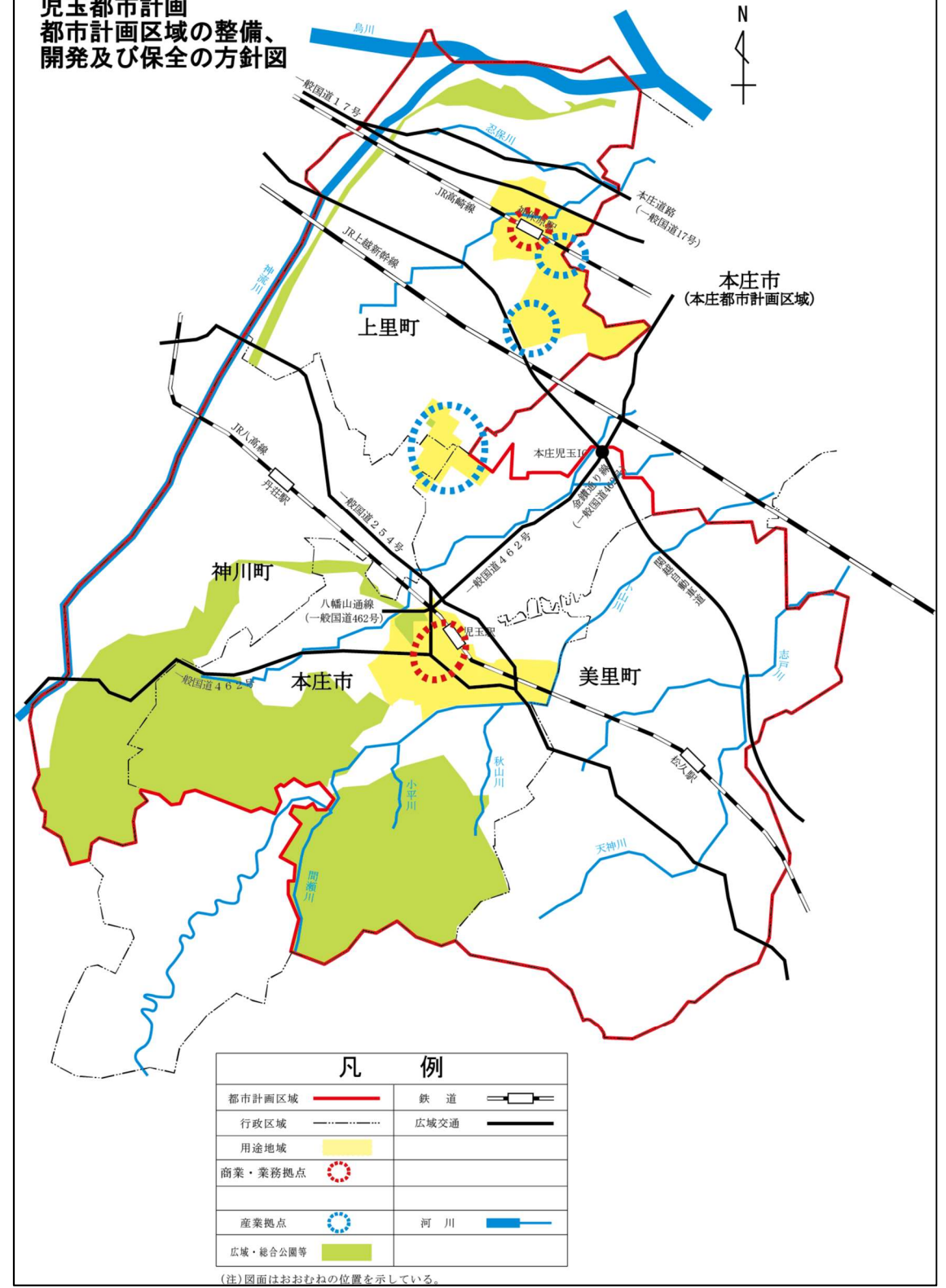
埼玉県広域緑地計画※1に定められた将来像である「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」」の実現を目指すため、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保しながら、自然環境の整備・保全を推進する。

ロ 主要な緑地の配置方針

埼玉県広域緑地計画で定められた、基本的考え方のもと、県立上武自然公園の山林や利根川、神流川、小山川などの大きな河川をネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、緑のもつ機能が効果的に発揮されるよう配慮して、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

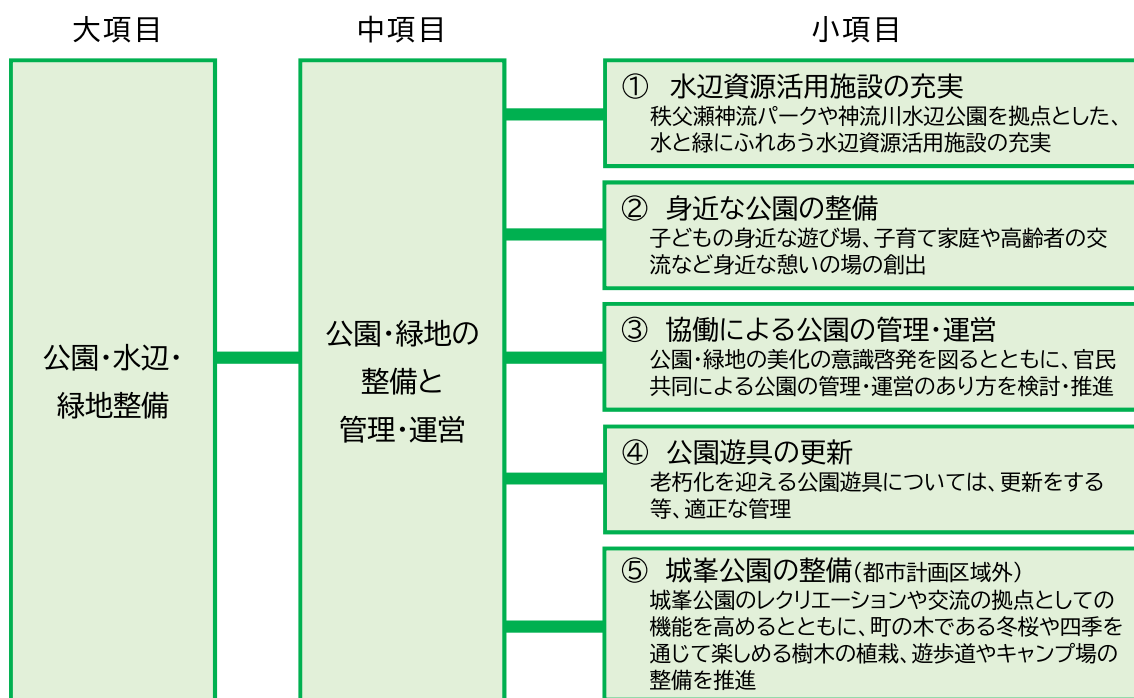
※1 現在は、第2次埼玉県広域緑地計画

旧唐书卷之四

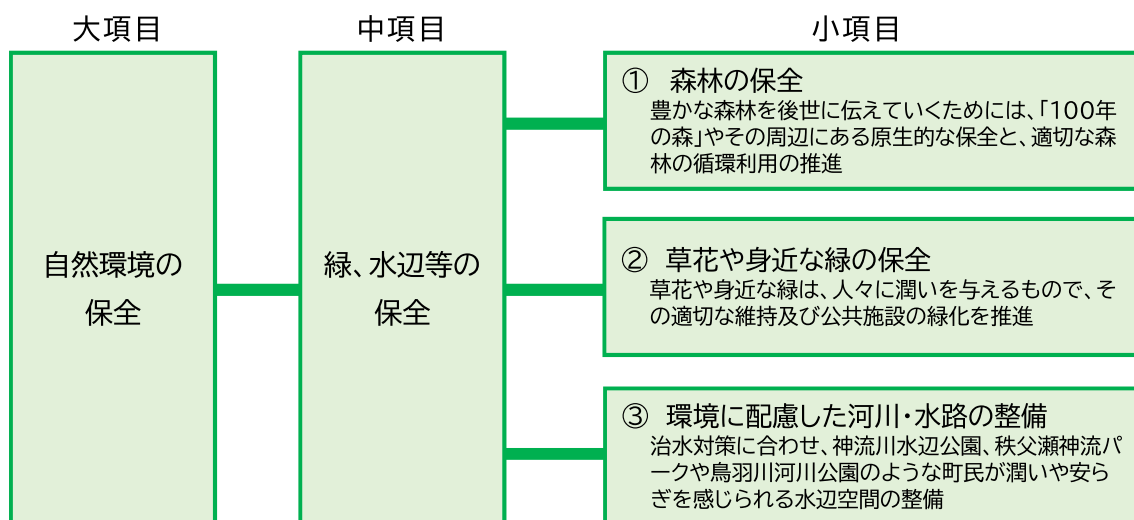


③ 本町のまちづくりの方向

第2次神川町総合計画(平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度))においては、「第3編 基本計画 基本施策2～安全で快適に暮らせるまちづくり～」の中で「公園・水辺・緑地整備」として、次のように取り組みの体系を示しています。



また、これを受けて「神川町環境基本計画」(令和3年3月改訂)においても、第3章 基本施策の展開、第2節 自然環境の保全の中で、「第1 緑、水辺等の保全」として、次のように取り組みの体系を示しています。



4 現況からみた計画課題

(1) 都市と自然の調和を図る

緑被率が町域の約8割を占める本町の豊かな緑や自然環境は、望ましい町の将来の姿として、「緑豊かなまち」を象徴するものであります。

今後のまちづくりにおいても、引き続き保全すべき緑を将来にわたって確実に残しながら、自然との調和を図っていくことが求められます。

(2) 多様な機能を発揮している緑を保全する

本町には、近世から継続されてきた土地利用を背景に、河川・農地・屋敷林などが一体となった田園風景が維持されています。

これらの緑は、郷土を象徴する風景を構成するとともに、町の環境基盤や生態系を支えている緑地でもあり、さらに、保水・遊水機能を備えたオープンスペースとして防災上も重要な役割を果たしています。

このため、これらの緑を本町の公的機能の高い緑として、将来にわたって保全し、その機能を有効に発揮させていくことが望まれます。

また、町民の自然への愛着や誇りは高く、自慢できるものとして「冬桜」や「御嶽の鏡岩」等の自然資源をはじめ、国土保全や水源かん養等の機能を発揮する緑豊かな森林、西域を流れる神流川やのどかな田園風景等は、町の発展への取り組みを継続しつつも、町の特徴として残すべき貴重な資源です。

景観保全や自然環境に配慮した土地利用や豊かな自然体験をできる環境づくりが必要となります。

(3) 公園や身近な緑の空間を増やす

本町では工業団地などの整備とともに、都市公園を整備し、緑の資源を活用した公園を確保してきましたが、今後は、近隣住民の憩いの場や人々の交流の場となる公園整備の他、東日本大震災や、各地で頻発している河川災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害等の備えとして、防災機能を有した公園も必要となってきています。

公園や街路樹の整備と併せて、遊び場の確保、沿道の緑化等を進め、町民すべてが身近に親しめる緑の空間づくりが求められます。

（４） 緑に関わる取り組みを協働する

緑の持つ効用が最大限に発揮されるためには、その効用を享受する全ての主体が緑を活用することができ、かつ適切な役割分担の下で守り育てていくことが必要です。

本町では、神川町コミュニティ協議会が中心となって、町の花である「コスモス」の種を配布し、多くの町民に参加していただき、コスモスの花いっぱい運動が展開されています。

自然に対する意識が高い本町では、生涯学習や町民参加の観点からも、このような活動の輪をさらに広げていくことが重要と考えられ、自ら参加することで緑への愛着を深めながら、町民、企業、行政が協働して、さらに緑豊かな環境づくりに取り組んでいくことが望まれます。

（５） 水辺と緑地の環境整備

水辺と緑地の環境整備については、「第2次神川町総合計画」及び「神川町環境基本計画」において位置づけられ、推進されてきました。

本町の西域を流れる神流川沿いには緑地が広がり、市街地や集落には平地林などが点在し、潤いと安らぎの空間を形成しています。緑地空間の有効活用・新たな魅力創造により、町の景観を代表する神流川と住民とのつながりを身近にする取り組みである埼玉県と共同で行った「川のはつらつプロジェクト」により、魅力ある水辺空間づくりとして神流川水辺公園の一部再整備を実施しました。

こうした水と緑の豊かな環境は、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいく必要があります。

（６） 緑を適切に維持管理する仕組みをつくる

近年、空き家における無管理の植栽や、空き地、耕作放棄地における雑草の繁茂など、周辺への悪影響が散見されています。

また、公共施設やインフラの老朽化・維持管理が全国的な課題となる中で、公園においても公園施設の長寿命化が求められ、それに関連して適切な緑・植栽の管理が課題とされています。

単に緑があるというだけでなく、緑のもつ機能を有効に発揮するための管理を長期的に維持することが求められます。そのためには、行政だけではなく町民や自治会、経済団体、民間企業などとの協働により緑を適切かつ長期的な視点をもって維持管理する仕組みづくりが求められます。

第3章 計画の目標と基本方針

1 基本理念及び緑の将来像

(1) 基本理念

本町は、神流川、金鑽川、新田川などの大小さまざまな水辺とともに、大木のある屋敷林や社寺林、農地、そして自然の樹林地など、豊かな緑が一つになって特徴的なふるさとの風景を形成しています。

これらの水辺と緑は、自然生態系の維持、景観の向上、都市環境の改善及び災害防止等の役割を担い、町民生活に潤いと安らぎをもたらす貴重な要素であり、かつ欠かすことができない存在であることを認識する必要があると考えます。

第2次神川町総合計画の中では、「人を育てる」を理念のもと、将来にわたり成長し安心して暮らせる「住みよいまち」として「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい 神川 ～歴史・自然を後世に～」を町の将来像として掲げています。また、神川らしい町づくりの5つの基本施策の中には、「安全で快適に暮らせるまちづくり」や「町民と行政が協働し希望に満ちたまちづくり」が含まれているように、本町の特色ある風景を形成する緑を、町民の意思をもって活性化することの重要性が位置づけられています。

緑の基本計画の基本理念は、「豊かな水と緑、歴史と文化に恵まれた本町の緑を、人と自然、そして地域の調和と活力を生み出す存在としてとらえ、かけがえのない地域環境として、次世代に誇れる緑を継承する」ことです。



緑と調和した歴史的建造物
国指定重要文化財「金鑽神社多宝塔」

(2) 緑の将来像

人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 緑のまち

本町の緑は、歴史の中で人々の生活と深く関わりながら形成されてきました。

河川沿いの低地に整然と広がる水田や、その中に点在する農家集落の緑濃い屋敷林は、稲作の歴史によるものですが、人口増加の受け皿として整備されてきた市街地の中の公園や子供の遊び場も、これまでの人々の活動の成果によるものです。

全国的に高齢化が進み、人口減少に転じている中で、公共施設やインフラの老朽化も進み、今後の地域のあり方が各地で見直されています。

公共施設等総合管理計画において、「公共施設等の更新問題」に対処し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、中長期的な視点から、公共施設の「総量縮減」や「配置の見直し」「ライフサイクルコストの縮減」などのファシリティマネジメントを進めていくための基本方針とされていることから、公共施設やインフラは「造る」から「賢く使う」ことに重点が移りつつあります。

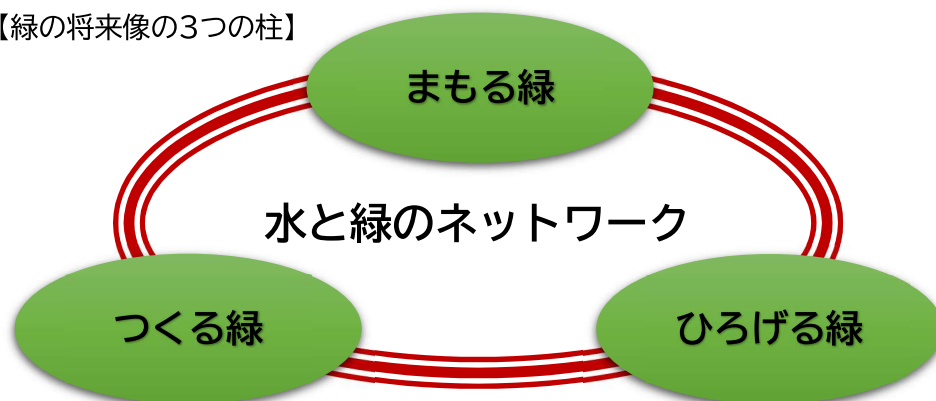
緑についても、空き家の植栽の荒廃や空き地、耕作放棄地の雑草の繁茂などの周辺への悪影響が散見され、いかに改善していくかが課題となっています。

今後は、これまで形成してきた緑をいかに充実させ、将来世代に引き継ぐかが課題となります。

本町は、基本理念の考え方のもとに、緑のまちづくりは、町民、事業者、行政の連携と協働によってはじめて実現できるものです。そのためにも、目指すべき方向性を緑の将来像として共有することが必要です。第2次神川町総合計画に掲げられている本町の将来像である「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川 ～歴史・自然を後世に～」を基本軸として、「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 緑のまち」を将来像とします。

緑のまちを実現していくため、ここに3つの柱を設定します。

【緑の将来像の3つの柱】



2 取り組みの基本方針

(1) 固有の緑の保全と活用

本町の緑の要素には、自然の水辺の連続した緑地や、水田を主体とした農地の広がり、その中に点在する樹林地や山林、原野などがあげられます。

これらは、本町の緑を形成する公益的機能の高い緑ですが、民有地などでは、経済的な理由や管理負担の増大などの理由から他の土地利用へ改変される場合があります。このため、町民参加の活動の場としての水辺の緑地や樹木の維持管理など、緑の積極的な活用を図ることで、地域財産・環境財産としての社会的な価値を高め、人口減少や高齢化が進む中でも維持できる町民に親しまれる緑としての保全を進めます。

(2) これまで創出した緑の保全と活用、新たな緑の創出

これまで整備してきた都市公園などの施設緑地や街路樹、学校や住宅の庭の緑を公共・民間がそれぞれ協力して継続的に維持・管理します。

本町に新たに創出していく緑の方向性としては、これまでに整備された都市公園において、施設老朽化に伴う再整備や集約が必要になってきています。

特に緑の拠点となる公園については、町域内に偏りのない配置を図るとともに、沿道や街かどなど生活の上で身近な場所にも、空間規模に応じた植栽や花づくりを進めます。

(3) 町民参加の緑の活動を拡大・継続

緑の保全・活用や創出の取り組みにあたっては、町民の愛着や認知が不可欠であり、まちづくりへの参加意欲や緑への関心も高い本町においては、町民参加者による緑の活動が取り組みの大きな推進力になってきました。

引き続き、緑の導入から育成、維持管理に及ぶ各段階において、町民や企業による緑の活動を積極的に支援するとともに、緑の普及、啓発に努めます。

また、高齢化や人口の流出入による緑の活動に参加する町民の変化に対応し、適切な世代交代や新規参加の拡大に努め、町民の活動の継続を支援します。

(4) 人と自然に配慮した取り組み

まちづくりの一環である(1)～(3)の緑の取り組みについて、高齢者やハンディキャップを持つ方々を含む、全ての方が安心して安全に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した内容を前提とします。

また、自然環境への影響に配慮した、循環型・省エネ・省資源型の方策を積極的に取り入れることで、人と自然に配慮した取り組みを進めます。

3 施策の体系

本計画では、基本方針に沿って緑の将来像で設定した3つの柱の施策を進めます。

① まもる緑の施策

水辺や農地、樹林地、山林、原野など、本町の緑及び、これまで創出してきた都市公園や公共施設、住宅地等の緑については、緑地としての確保と町民参加による有効な活用を図り、将来にわたって緑の現状を維持・向上していく取り組みを進めます。

② つくる緑の施策

公園緑地や公共・民間の緑化など、引き続き、まちづくりの中で形成していく緑については、都市公園をはじめ施設緑地の整備や全般の利用の水準を高めていくとともに、水と緑のネットワークに資する道路や河川・水路の緑化の推進、身近な公共施設の緑化の充実などを図る取り組みを進めます。

③ ひろげる緑の施策

本町の緑を維持管理・充実していく推進力として、町民参加を促進し、町民や企業と行政の連携・協力による取り組みを進めるとともに、緑を広げるための効果的な参加活動の支援と緑の普及・啓発を図ります。

4 計画の目標

本計画は、緑の将来像を実現していくために、令和23年度(2041年度)末を目途に以下の目標を設定します。

(1) 緑の確保目標

緑被率を概ね8割確保する

現状、水面を含めた場合の緑被率は町域の約8割となります。この高い緑被率を保つため、山間地区においては、適正な管理のもと、緑を確保します。

また、元原、熊野堂地区の工業団地や、今後、民間の大規模開発や工場等の新規開発については、神川町工場立地法地域準則条例に基づく指導や、町民や企業の自発的な参加・協力により、緑を確保します。

(2) 都市公園の維持目標

人口減少下でも都市公園の面積を維持する

都市公園は、10か所、51.96ha が整備されており、町民1人当たりの公園面積は、38.95㎡となります(令和3年4月1日現在の人口13,341人を基準)。なお、池田公園については、神川町公共施設再配置計画に基づき、廃止される方針のため、ここでは、池田公園を除く、9か所、46.03ha を基準とします。

人口については、「国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によれば、令和17年(2035年)には1万人を下回り、9,808人まで減少するとされています。

人口減少下においても、現状の公園面積を維持することを目標とします。

(3) 町民満足度の向上

公園の整備、緑化の推進

まちづくりアンケート調査の施策の満足度において「公園」は、16.1%となっており、前回調査、平成18年度(2006年度)の26.4%から-10.3ポイントと、大きく減少しています。特に20代から40代の子育て世代において、満足度(3世代平均11.2%)は低くなっており、公園自体の老朽化により、満足度が低下しているものと推測されます。

第2次神川町総合計画では、公園に対する町民満足度の目標を、令和9年度(2027年度)までに30%としていることから、本計画においても、満足度30%以上とすることを目標とします。

